あれもこれも秘密？

安倍内閣が25日に閣議決定した特定秘密保護法案。機密を漏らした公務員らへの罰則が強化されるというけれど、「知る権利」「取材の自由」は確保できるのか。市民生活にはどんな影響があるのか。実際に記事化した取材を振り返り、また、市民に起こりえる事態を想定し、2人の弁護士とともに問題点を考える。

▼1面参照

特定秘密保護法案や原発再稼働に反対する市民が25日夜、首相官邸前で相次いで集会を開いた。参加した東京都港区の女性(71)は「情報が与えられなければ、こうして動くこともできない」と話した＝25日、東京・永田町、井手さゆり撮影

隠れた事実、暴くには

報道現場で――

「『米が懸念』極秘公電」。今年1月3日の朝日新聞朝刊1面、シリーズ企画「プロメテウスの罠」の見出しは、東京電力福島第一原発事故直後の米政府の危機感を伝えたものだった。秘められた日米政府間のや……

……係者を説得するとともに、多方面の取材を重ね、事実を積み上げた。

国家公務員法の守秘義務違反は懲役1年以下。対して、秘密保護法案は懲役10年以下と重罰化が際立つ。

板橋記者は「（法案が成立すれば）機密に関わる取材のハードルが上がるのは間違いない。これまで以上の取材力と、情報源を守るための慎重さが求められる。事実を追う姿勢は何ら変わらない」と言っている。

（編集委員・川本裕司）

役人が萎縮、取材の壁

江藤洋一弁護士の見方

秘密保護法により秘密漏出の重罰化が進むことで、役人もマスコミも萎縮し、国家機密についての取材はより難しくなるだろう。

法案の修正協議で「著しく不当な方法によるものと認められない限り」は正当な出版・報道の業務と認めたが、訓示規定にすぎない。「著しく不当な方法」を決めるのは当局だ。行政庁の告発や警察が独自に動くことも考えられる。

秘密の要件があいまいで恣意的な逮捕に道を開きかねない。

特に法案で配慮されていないフリージャーナリストは危険性が高い。裁判にならなくても、逮捕・勾留や捜索・差し押さえを受けるだけで大打撃だ。戦前の治安維持法でも国内の検挙者のうち起訴されたのは約1割といわれる。

尖閣ビデオはずさんな管理で流出したが、情報がきちんと管理されれば公務員が漏洩する例は少ない。重罰で国民やメディアを威嚇し、国民の知る権利が脅かされるのは本末転倒だ。

えとう・ようい ち　1950年生まれ。日本弁護士連合会秘密保全法制対策本部長代行。

反対声明相次ぐ

法案に反対する声明も25日、相次いだ。日本ペンクラブ(浅田次郎会長)は「議員諸氏に対し、問題点を慎重に考慮し廃案に追い込むよう強く期待する」。日本雑誌協会と日本書籍出版協会は、取材の自由への「十分に配慮」という点について「取材が正当か否かもお上が決めるのではお飾りに過ぎない」と非難。日本民間放送労働組合連合会も、法案の存在自体が「言論・表現の自由と相いれない」。日本新聞労働組合連合も「国の情報が国民の知らないところで秘密指定され、一方的に闇に葬り去られる」とした。

部屋に女性……首絞めら……

大田 殺……

25日午後0時……東京都大田区鵜……にある2階建て……一室で、この部……社員、上原桃子……遺体が見つかっ……められた痕があ……は殺人事件と断……本部を設置した……

捜査1課と田……よると、上原さ……午後0時20分ご……さんが出勤せず……れない」と近く……談。署員が1階……のマットレスの……で死んでいる上……つけた。

	6	9	12	15	18	21	24時		27(日)		28(月)		29(火)	
大阪							20	19/15	0	19/13	0	19/13	10	22/14
広島							10	21/14	0	20/12	0	20/14	20	22/13
高松							20	20/15	0	20/13	0	20/13	20	22/13